

令和 7 年度 事業計画書
(2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日)

令和元年東日本台風による洪水被災を受け、国・県・市町村が連携し進めている治水対策「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト・上今井遊水地整備事業」に伴う南大原遺跡埋蔵文化財発掘調査について、国交省より調査を受託した長野県埋蔵文化財センターより協力要請を受けました。

協会はこの要請に応え、公益目的事業として、調査支援業務を協会が一括受託し、協会会員企業の協力体制を敷いて事業を進めることを決定し、令和 6 年 4 月の令和 6 年度事業受託契約をスタートに、令和 7 年 3 月の業務完了まで、長野県中野市現地の確認調査を主体とした調査作業と並行して協会全体の事業運営体制強化に注力してきました。

当期からは、いよいよ本格的な面調査が始まることで、安全管理を徹底しながら、広大な地区の調査品質を確保し工期に完了できる管理体制を敷いて事業を進めます。

本調査事業では、広大な地区の調査を効率的に実施する目的で、最新のデジタル計測機器を用いた地区全体のフルデジタル計測を実験的に導入し、一定の成果が得られたため、今期も引き続き実地運用を重ねることで埋蔵文化財発掘調査におけるフルデジタル計測手法の確立を目指します。

近年、文化財の保存と活用の現場においてもデジタルトランスフォーメーション（DX）の重要性が高まっています。当協会は、業務工程におけるデジタル機器・手法の導入だけでなく、文化財の保存と活用に関する実務・制度的枠組み、利活用に至る全体最適化、効果の最大化を図ること等を文化財 DX の目的に掲げ、官民連携による「日本文化財保護協会 DX 推進委員会」を設置し、目的達成に向け活動していきます。

協会が運営する埋蔵文化財調査士・埋蔵文化財調査士補の資格制度は、毎年受験者数が着実に増加する中で、民間調査組織の選定や調査担当者の資格要件に採用されるなど普及が進みつつあります。このような動きの中で、当期においては、制度のさらなる充実を目的とした施策や、資格制度の認知度向上策に取り組めます。

資格保有者の能力維持向上を支援する CPD（継続教育）について、当協会が主催する講習会やセミナーのプログラムや開催頻度の充実を図るとともに、より使い易くすることを目的に改修を進めてきた Web で CPD ポイントの認定申請を行う「新 CPD ポイント管理システム」を今期前半に稼働させることで、資格保有者の CPD 取り組み支援を強化します。

文化庁「埋蔵文化財関係統計資料」において、行政機関の埋蔵文化財専門職員数減少が明らかになる中、当協会は、民間調査組織が担う役割はますます大きくなるとの認識のもと、行政機関との連携・協働を深めていくとともに、解析技術・デジタル技術など各会員の専門技術力を活かした品質向上と効率化・省力化の提案、発掘調査従事者の処遇水準の向上、労働環境の改善などを積極的に推進し、我が国の埋蔵文化財発掘調査事業自体の発展と価値向上に寄与すべく、関係行政機関への提案・提言を行ってまいります。

あわせて、自民党、公明党の有志国会議員が準備を進められている「自公 埋蔵文化財発掘調査事業の適正化等を考える勉強会」に協力し、民間調査組織団体の立場から、適切で有用な情報や意見を提供してまいります。

毎年、文化庁が発表する「埋蔵文化財関係統計資料」でも、全国の埋蔵文化財専門職員数は減少しており、官民を問わず次世代の担い手不足が深刻となっております。当協会は技術者の育成と担い手の確

保を目指した各大学との連携を行い、発掘現場での体験学習をはじめとしたインターンシップ制度に取り組みます。

令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」は記憶に新しく、震災からの復興は喫緊の課題となっていますが、近年、我が国では大規模な自然災害が頻発し、その予防や迅速な復興が常に求められています。

当期においても、災害復興や防災など公益性の高い事業に関連し、地域を限定せず行政機関から当協会に届く発掘調査の協力要請を受け、これに積極的に応えることを基本方針としつつ、当協会社員企業の協力による事業体制などを慎重に検討して受託の可否を判断し、受託事業を確実に推進してまいります。

以上の方針のもと、当期は次の事業を実施します。

1. 「令和7年度上今井遊水地整備事業に伴う埋蔵文化財発掘作業支援業務」の事業運営体制を整備し、工期内に業務を完了する。
2. 「文化財DX推進宣言」を公開し、官民連携した文化財DXへの取り組みを行う。
3. 資格制度に基づき、埋蔵文化財調査士・調査士補の資格認定試験を実施する。併せて、埋蔵文化財調査士補受験者を対象に指定講習会を実施する。
4. 資格取得者を対象に継続教育（CPD）を実施する。
5. 改修したCPDポイント管理システムの運用を開始し、資格保有者の自己研鑽を支援する。
6. 資格取得後5年ごとの埋蔵文化財調査士・調査士補の資格更新を行う。
7. 技術研修会、セミナー、講演会を開催する。
8. 第13回優秀調査報告書表彰を行い、発掘調査技術の向上や調査の質の確保を図る。
9. 「紀要第9号」を発行し、民間調査組織の「調査力」の実際を報知する。
10. 第17回考古検定（入門・初級・中級・上級・最上級の5クラス）を実施する。
11. 考古検定「過去問題集第5版」を刊行する。
12. 令和7年度埋蔵文化財調査要覧の企画・刊行を行う。
13. 会報「飛天」を発行し、公益社団法人活動の広報を行う。
14. 協会ホームページを改修し、広報及び情報発信を強化する。
15. 「遺跡調査ハンドブック」を校了し、「安全衛生マニュアル」の企画・編集を行う。
16. 考古学専門誌での埋蔵文化財に関する「特集号」の企画・執筆を行う。
17. 関係行政機関に、民間調査組織の活用にあたっての具体的提言を行う。

令和7年度スケジュール

4月	上旬	第13回優秀調査報告書審査会
	25日	第1回定時理事会
5月	13日	第16回定時社員総会、臨時理事会、特別講演会
		CPD委員会（上期）
	5月16日	資格試験（埋蔵文化財調査士・士補）受験申込受付開始 ～6月16日（埋蔵文化財調査士補）受付〆切 ～7月31日（埋蔵文化財調査士）受付〆切
6月	13日	第2回定時理事会
		第1回技術研修
	28～29日	埋蔵文化財調査士補 指定講習会（オンライン方式）①②
	～30日	内閣府事業報告等提出
7月	4日	埋蔵文化財調査士補 指定講習会（オンライン方式）③
	11日	埋蔵文化財調査士補 指定講習会（オンライン方式）
8月		試験管理委員会
	23日	埋蔵文化財調査士補 資格試験
9月	10日	第4回定時理事会
	12日	埋蔵文化財調査士 資格試験（論述）
	13日	埋蔵文化財調査士 資格試験（面接）
		試験管理委員会／可否判定会議
	22日	資格試験（埋蔵文化財調査士・調査士補）合格発表
10月	10日	第5回定時理事会
		第2回技術研修会
11月	1日～30日	第17回考古検定試験
	12日	第6回定時理事会
		第3回技術研修会
		CPD委員会（下期）
12月	6日	第7回定時理事会
	中旬	考古検定委員会
1月	中旬	第15回考古検定合格発表
2月	12日	第8回定時理事会
		第4回技術研修会
3月	18日	第9回定時理事会
	～31日	内閣府事業計画等提出

◆ 各支部会議、各委員会の会議の開催は、それぞれ支部、委員会に委ねる。